

令和6年6月14日
神奈川県剣道連盟

神奈川県称号審査会・受審者講習会の開催について

1 剣道(称号審査)関係

- ・ 神奈川県称号審査会・受審者講習会の開催について
- ・ 称号 県審査受審要領
- ・ 剣道錬士・教士称号審査会 受審申告書 (県剣連会長宛)
- ・ 錬士 受審申請書(本人用) (全剣連提出用)
- ・ 錬士 受審申請書(本人用) 特例錬士用 //
- ・ 錬士 候補者推薦書 特例錬士用 //
- ※ 特例錬士を受審される方は、資格等の事前審査を行い申込支部にご連絡いたします。
- ・ 教士 受審申請書(本人用) (全剣連提出用)

2 日程 締め切り日等

区分	開催日時	場 所	< 県剣連締切日 >
神奈川県称号審査会	9月14日(土) 9:00 ~ 12:00	神奈川県立武道館	8月9日(金) 事務局必着の事
受審者講習会(座学)	9月14日(土) 13:00 ~ 15:00		

<全剣連> 小論文提出	*課題 錬士「剣道指導の心構え」 400字以上800字以内 教士「剣道指導者としてのあり方」 800字以上1,200字以内
----------------	---

以上

令和6年6月14日
神奈川県剣道連盟

剣道・居合道・杖道 称号審査 受審者講習会 (座学) の開催について

掲記の件につきまして、全剣連の称号審査で当県よりの受審者が不合格となるケースがあり、剣道連盟では全員合格を目標に受審者全員(一部除く)に講習会出席を制度化しました。

従いまして <神奈川県剣道称号審査会受審者>は、講習会出席が必須(一部除く)となりますので、申し込みは不要です。

尚、受審予定者以外で講習会を受講されたい方、<居合道部><杖道部>で受講される方は、下記用紙でお申し込みの上、講習会当日会場で受講料をお支払い下さい。

記

1. 開催日時 : 令和6年9月14日(土)
2. 開催場所 : 県立武道館 剣道場
3. 担当講師 : 教士八段 田島東海男 先生
4. 講習内容 : 提出論文の書き方、まとめ方
5. 受講料 : 1,000円 9月14日(土)講習会当日 会場にて納入して下さい。
6. 申込締切 : 令和6年8月9日(金) 剣道連盟事務局必着の事

----- きりとり -----

神奈川県剣道連盟 事務局 宛 <FAX 045-321-6176>

受講者 : なし 受講者が居ない場合も必ず連絡して下さい

受講 申し 込み 書	1		才	男・女
	2		才	男・女
	3		才	男・女
	4		才	男・女
	5		才	男・女

支部

担当者:

電話:

FAX:

受講料 1,000円/人 : 円

以上

神奈川県称号審査会(剣道：錬士・教士)受審要項

1. 県称号審査会 : 令和6年9月14日(土) 9:00 集合(厳守)神奈川県立武道館
 称号審査講習会 " 13:00 開始予定 "
 (受審者の人数により終了時間が変更になる場合もあります)
2. : 添付の「受審要項」を参照して下さい。
3. 申し込み締切 : **令和6年8月9日(金) 剣道連盟事務局必着** (受審料は所定の口座にお振込下さい)
4. 提出書類等

項	内容	以下の書類に自筆で記入し、所属支部剣連に申し込む	錬士		教士
			一般	特例者	
1	受審資格	県剣道錬士・教士称号審査会 受審申請要項を満たしている者	○	○	○
2	提出書類	剣道称号審査会 受審申告書 県剣道連盟会長宛	○	○	○
		資格証明資料を添付 会員証・受講証明 等のコピー	○	○	○
		錬士受審申請書(本人用)..... 段位様式第 5 号様式	○		
		特例 錬士受審申請書(本人用)..... 段位様式第 9 号様式		○	
		特例 錬士候補推薦書..... 段位様式第 10号様式		○	
		※ 特例 錬士申請者は、資格等の事前審査を行い受審の可否をご本人に連絡いたします。			
		論文提出 9月30日(月) 神奈川県剣道連盟事務局 必着	○	○	○
		教士受審申請書(本人用)..... 段位様式第 4 号様式			○
		社会体育指導員認定者(中級・上級)..... 認定書のコピー	○	○	○
3	受審料	県審査会審査料 受審申し込みの際各支部に納入	10,000円		14,000円
		全剣連審査料 当日<県審査会合格者>は 納入	7,000円		10,000円
4	装具等	剣道着・袴・剣道具・木刀(大・小) 持参して下さい	○	○	○

5. <全剣連> 論文課題 錬士 「剣道指導の心構え」

教士 「剣道指導者としてのあり方」

6. 添付資料 : ① 神奈川県剣連資料 錬士・教士 称号審査申請資格・県称号審査受審要項

: ② 申請書類 県剣連提出用 ×1種類 ・ 全剣連提出用 ×4種類

※ 申請書類は必ず添付の用紙をコピーして申請して下さい。旧形式の書式やFAXで受信した用紙は使用出来ません。